

国際協力銀行と日中環境協力

国際協力銀行環境審査室 参事役 森 尚樹

国際協力銀行(以下本行)は地球規模の環境問題への対応や日本企業の国際貿易、海外投資、また日本政府のODA政策に基づく開発途上国の経済社会開発等の支援を行っている政府系金融機関であり、中国に対しても中国政府や政府系機関、日本企業等に対して資金協力、知的協力を行っている。

対中国円借款について言えば、1980年に開始されて以降、現在までに約300件、2兆8000億円が承諾されており、また、日本企業による対中国貿易、投資や日本企業に関係の深い中国プロジェクト等を支援する承諾額は約3兆5000億円にのぼっている。このうち、環境分野に注目すると、円借款では約80件、6000億円であり、特にここ数年間その割合が高まってきている。日本企業による対中国貿易、投資等を支援する分野においても、日本企業による脱硫装置の輸出やコージェネレーション、天然ガスパイプライン等への承諾実績がある。

以下では、主として対中円借款における最近の環境協力の特徴に焦点を当てて記述したい。

円借款業務の基本方針を定める実施方針(2002、2004年度)の中で、対中国に関しては環境保全が人材育成と貧困対策と共に重点分野として挙げられており、日中間の相互理解の促進等に資する協力を留意した案件形成等に取り組むことを明記している。

最近の環境円借款の特徴は、以下3つにまとめられるかと思われる。

(1) 公害対策への取り組み

[1] モデル・アプローチ

中国全土に広く浅くでなく、モデルとなる都市を選定し、総合的な環境対策を支援するべく日本のリソースを集中的に投入し、モデル都市の成果を他都市に普及させるといったアプローチ。これまで大連、重慶、貴陽市を取り上げ、これに続くフォローアップ都市として西安、鞍山、太原市を対象。

[2] 事後的汚染対策からクリーンエネルギー/クリーンテクノロジー導入型へ

省エネ、省資源化を通じ汚染負荷も減少させることにより、生産の合理化をはかり生産性を高めたり、エネルギー源を石炭からガスに転換するアプローチ。鉄鋼工場等におけるクリーン技術導入や都市ガス供給等の事業を積極支援。

(2) 自然環境対策

砂漠化防止のための植林、黄河・長江上中流域での森林保護や乾燥地帯での節水灌漑等を行う。このような事業は現地の農民の貧困を緩和することも目的としており、農民が当該事業の重要性を理解し、事業の持続性を確保する仕組みづくりが極めて重要。

(3) 知的協力等での日本の自治体・NGO・企業との連携

中国と日本の多くの都市は姉妹関係、交流関係を持っており、その中でも環境協力を実施する自治体が多数。また、植林に関しては、日本の多くのNGOが現地で活動。公害防止では、日本企業が貴重な経験、技術を有している。これら自治体、NGO、企業等と連携することは、円借款事業や中国政府への政策提言の効果的実施に加え、日中間の相互理解増進にも寄与。北九州市の提案で行われている環境モデル都市・重慶市の廃棄物処理システム構築に関する調査への支援、植林を実施しているNGO(オイスカ)からの円借款植林事業の形成に関する助言受け入れ、また日本企業の環境改善経験を紹介するセミナーの開催(2001年3月、北京)等の事例がある。

中国の環境問題への対応に当たっては、日本の政府部門のみならず、民間企業、地方自治体、大学・研究機関、NGO等様々な主体が協力していく必要があり、また、環境分野での先進技術を有する我が国産業界の中国環境ビジネスへの期待は高く、これらを支援する観点からも、本行としては各種金融ツールや多様な関係者とのネットワーク等を活用し、更に連携を深めつつ資金協力、知的協力を遂行していきたいと考える。

(もり なおき)